

新型コロナウイルス関連 個人事業主やフリーランス方が使える制度				
	制度名	対象者	概要	問い合わせ先
給付	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月の間で、売上が前年同月比で50%以上減少している中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者の方 ◆医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。 ◆給付額 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする ◆売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）ー（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月） ※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討中 	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）
	小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事をする方向け）	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校等の臨時休校等に伴い、下記（1）または（2）に該当する子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者で、【要件】を満たした方 (1)新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども (2)新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休むことが必要な子ども ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 【要件】 ・小学校等の臨時休業前に、一定の業務委託契約等を締結していること ・小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ◆2020年2月27日から6月30日までの間において、就業できなかった日について、1日あたり4,100円支給（定額） 	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）
減免	固定資産税・都市計画税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ◆設備や建物等を保有する、中小企業・小規模事業者 <減免対象> ※いずれも市町村税 ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%） ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業・小規模事業者の保有する設備や建物等の、2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。 <減免率> 2020年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高の前年同期比減少率が ・30%以上50%未満 …1/2 ・50%以上 …全額 	中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803
猶予	所得税の納税猶予	<ul style="list-style-type: none"> ◆下記に該当する方 ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。 ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。 ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。 ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められる ※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要 	所轄の税務署
貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ◆新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方で、次の1または2のいずれかに該当する方 1. 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2. 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高 ◆資金の使い道 設備資金および運転資金 	<ul style="list-style-type: none"> ◆貸付期間 設備20年以内、運転15年以内(うち据置期間5年以内) ◆融資限度額(別枠) 中小事業3億円、国民事業6,000万円 ◆金利当初 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46% ◆利下げ限度額 中小事業1億円、国民事業3,000万円 ※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ※ ◆以下の要件を満たす方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで、3000万円まで実質的な無利子化 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①、②を除く事業者）：売上高▲20%減少 	日本政策金融公庫 各支店平日9:00～17:00 ※支店によっては平日9:00～ 15:00に変更